

○ 財務省告示第百九号
平成十一年三月二十五日より取扱規則（平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の定期証券）
施行条件等を次条第十五項第一項の規定に依り告示する。
三十一年三月二十二回）

二 一 発行条件等を次条第十五項第一項の規定に依り告示する。

の法律発行の根柢及び記述

条項及び根柢及び記述

四 三 二 一 発行条件等を次条第十五項第一項の規定に依り告示する。

四 三 二 一 発行条件等を次条第十五項第一項の規定に依り告示する。

四 三 二 一 発行条件等を次条第十五項第一項の規定に依り告示する。

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「振替法」へ昭和二十一年三月五日より取扱規則（平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の定期証券）
る参て札發によく競争は受けけるもとの規則に依り告示する。
も加、と行「といふ」へ格付し競争して行とし、「価値」といふ。その規定に依り告示する。
の者財同「といふ」へ格付し競争して行とし、「価値」といふ。その規定に依り告示する。
にご務時「といふ」へ格付し競争して行とし、「価値」といふ。その規定に依り告示する。
よと大に「といふ」へ格付し競争して行とし、「価値」といふ。その規定に依り告示する。
るに臣行「以下札わする」へ格付し競争して行とし、「価値」といふ。その規定に依り告示する。
發応がわ「以下札わする」へ格付し競争して行とし、「価値」といふ。その規定に依り告示する。
行募各れ及「価値」といふ。その規定に依り告示する。

八	七	六	五	
口 イ	口 イ	口 イ	方 募	
額 最	払	発		
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	込 行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の	
五 万 円	万 八 七 三 五 千 万 兆 千 百 六 五 二 五 千 千 百 十 六 六 円 六 百 十 億 円 六 二 億 千 三 千 八 千 百 四 七 百 十 八 九 十	額 千 額 面 万 面 金 圓 金 額 額 で で 八 三 千 兆 百 五 五 千 十 四 二 億 七 億 。 億 各 九	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 込 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 別 發 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 。 I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 九	十 九	十 九		
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	争 入	非 債	者 債	特 札		
込 期	札 参	所 支	金 金	期 期	債 格	・ 札	債 格	国 行		
日 日	加 加	払 支	額 金	限 期	競 札	第 市	競 市	入 行		
					I			価 格		
								日 日		
平 成 三 十 一 年 三 月 二 月 二 十 五 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 つ を き 受 け た 者	日 本 銀 行 百 円 に う つ 。そ き 百 円 た	額 面 金 額 を き 支 は 、 期 。そ の 翌 営 業 日	償 還 る と 、 償 一 き 償 年 七 月 一 日 休 業 日	當 た し と 、 一 年 、 月 一 日 休 業 日	平 成 三 十 一 年 三 月 二 月 二 十 五 日	厘 六 毛 額 百 円 に つ き 百 円 五 錢	額 面 上 額 百 れ ぞ れ の 応 募 債 格 九	す 成 。整 數 百 一 三 十 倍 年 三 月 二 十 五 日	額 の 記 載 法 又 は 規 定 に 額 は 、 最 低 額 も の 口 座 と 金 簿